

(仮称) 地域公共交通計画検討分科会の設置について (案)

1 分科会の設置について

令和 7 年 10 月からの新たな地域公共交通計画において、計画に定める目標や目標を達成するために行う事業の検討に当たっては、実施主体や関係機関との調整を図りながら進める必要があることや、令和 8 年度から運行を開始する「デマンド型交通」の導入に向けた検討を進めることから、より深い議論を行うため、津市地域公共交通活性化協議会規約第 11 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査又は検討を行うため、「(仮称) 地域公共交通計画検討分科会」を設置します。

2 協議事項

- ・公共交通の現状・課題の整理
- ・現計画の評価の検証
- ・実証実験運行の検証
- ・計画案の方向性、目標等の検討
- ・実施事業の検討
- ・計画案の検討
- ・その他協議会が必要と認める事項

3 構成委員

津市地域公共交通活性化協議会委員から、学識経験者、交通事業者等 5 名を選出

4 規程

【資料 7—2】 のとおり

【参考】

津市地域公共交通活性化協議会規約 (抜粋)

(分科会)

第 11 条 第 3 条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

津市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、津市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

2 分科会の名称及び協議事項は、津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議において決定するものとする。

（組織）

第3条 分科会を構成する委員は、協議会の会議において決定するものとする。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

3 分科会長は、委員の互選により定める。

4 副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名する。

5 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

6 副分科会長は、分科会長を補佐して会議の事項を掌理し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、分科会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

3 前各項において定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項については、協議会の例によるものとする。

（書面審議）

第5条 分科会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により議事を決することができる。

2 書面審議による議決については、前条の規定を準用する。

（協議結果）

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとする。

2 分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果

を参酌するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 分科会の委員の報酬及び費用弁償については、規約第13条の2の規定を準用するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の報酬及び費用弁償の支給については、同号に定めるものによるものとする。

- (1) 分科会を協議会と同日に開催した場合 支給しない。
- (2) 同日に複数の分科会に委員が出席した場合 分科会1開催相当額分に係る報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、協議会の事務局が行うものとする。

(財務に関する事項)

第9条 分科会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、津市地域公共交通活性化協議会財務規程の例によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

この規程の施行前に施行した、津市地域公共交通活性化協議会分科会に関する規程等については、この規程の施行と同時に効力を失うものとする。